



Tax Watch Update

Issue No. 9

2011年11月

法人所得税	2
付加価値税	3
個人所得税	5
関税及びその他	7

概要

- ▶ 定款資本金の拠出に関連しない、利息に関する現行規則を遵守した債務利息は損金算入費用として認められます。
- ▶ 法人税の優遇措置は営業場所の移動及び拡大投資プロジェクトを有する企業体に適用されません。
- ▶ ベトナム外資企業の外国投資家間の資本譲渡活動による法人所得税の申告、代行納付はベトナムの当該外資企業が担当となります。
- ▶ 財務省は法人所得税の支払延長に関するDecision 54/2011/QD-TTgの施行ガイドラインとなるCircular草案を策定しています。

法人所得税 (CIT)

債務利息は課税所得を計算する際に控除可能

税務総局の2011年09月28日付けOL3454/TCT-CSにより、定款資本金の拠出に関連しない、利息に関する現行規則を遵守した債務利息は損金算入費用として認められます。

営業場所の移動及び生産拡大に対する税制上の優遇措置

2011年09月13日付けOL3275/TCT-CSにより、税務総局は、営業場所の移動及び拡大投資プロジェクトを有する企業体は法人税の優遇措置を享受できないことを確認しました。

ベトナム現地法人の外国投資家の資本譲渡所得に対する税制

税務総局の2011年08月18日付けOL2911/TCT-CSにより、ベトナム国内で設立された外資企業の外国投資家間の資本譲渡活動による法人所得税の申告、代行納付はベトナムの当該外資企業が担当をすることとなります。

2011年度法人所得税の支払延長に関するCircular草案

財務省は2011年度法人所得税の支払延長に関するDecision 54/2011/QD-TTgの施行ガイドラインとなるCircular草案を策定しています。草案により、優遇措置を受ける対象は延期される税額、納税額及び延長期限の情報を納税申告書に追加記入をしなければなりません。

付加価値税 (VAT)

概要

- ▶ 企業法、投資法に違反し、営業登記証明書/投資証明書が無効化された事業体の仮払VATは控除不可能、又は還付されません。
- ▶ 小売販売事業者は一日の付加価値税インボイスを必要としない購買者からの売上を纏めて、一枚のインボイスに記載することが可能になります。
- ▶ 輸入段階に過剰に支払った VAT は還付される、或いは次回の税額から控除されます。
- ▶ 天災或いは偶然的な災難により損失した固定資産の控除不可能な仮払 VAT は簿価価値に相当し、原材料の控除不可能な仮払 VAT は損失した全ての価値に相当となります。
- ▶ 不動産営業者は譲受者が不動産購入用資本拠出日程に基づいて送金する時にインボイスを発行します。事業者である譲渡者は譲渡契約の全額にて付加価値インボイスを発行します。

企業法及び投資法の違反の場合に対する VAT 控除

財務省より 2011 年 10 月 4 日に発行された OL13238/BTC-TCT により、企業法を違反した事業者は違反を克服した後に、事業を継続し、営業登記証明書が無効化されず、事業者を強制的に解散させられない場合、税金の控除及び還付に関する要件を満たせば仮払 VAT の控除、還付申請を通常通りに行なうことが出来ます。但し、営業登記証明書の発行機関によって営業登記証明書が無効化され、解散手続きを強制的に遂行された場合、VAT 還付申請書類及び仮払 VAT の申告書は無効となります。

税務総局の 2011 年 09 月 15 日付け OL3315/TGT-KK は投資法の違反で投資証明書を無効化される以前の投資段階に発生した VAT 還付申請の場合について追加のガイダンスをしました。従って、発生した VAT は還付されない、或いは還付された場合は回収されます。

小売事業に対するインボイス作成

税務総局の 2011 年 09 月 22 日付け OL3378/TGT-CS により、小売販売事業者は一日の付加価値税インボイスを必要としない購買者からの売上を纏めて、一枚のインボイスに記載することが可能になります。

輸入段階に過剰に支払った付加価値税

税務総局の 2011 年 9 月 27 日付け OL3434/TCT-KK により、税関申告書による輸入段階に過剰に支払った VAT は還付される或いは次回の税額から控除されます。

損失品に対する控除不可能な仮払 VAT の算定

2011 年 10 月 06 日に発行された OL3551/TGT-CS により、天災又は偶然的な災難による損失した商品の控除不可能な VAT は以下の様に算定されます：

- ▶ 固定資産に対しては、控除不可能な VAT は当該資産の会計帳簿にて記載された残存価値に相当する仮払 VAT とします。
- ▶ 原材料、資材に対しては、控除不可能な VAT は当該損失した原材料、資材の価値の仮払 VAT とします。

不動産の譲渡取引のインボイス作成に関するガイダンス

税務総局の 2011 年 10 月 10 日付け 0L3590/TCT-CS は不動産購入用資本拠出の契約を譲渡する場合に於けるインボイス作成を以下の様にガイダンスしました：

- ▶ 事業体である譲渡者は譲受者に譲渡契約の全額にて付加価値インボイスを発行しなければなりません。当該インボイスは譲受者の仮払 VAT を申告する根拠となります。
- ▶ 不動産営業者は譲渡者のために発行したインボイスを回収しません。代わりに、不動産営業者は譲受者が拠出契約に規定した不動産購入用資本拠出日程に基づいて送金する時にインボイスを発行します。

概要

- ▶ 個人と不動産事業者との資本拠出契約が実施されないことによる補償金は個人所得税が免税とされます。
- ▶ 外国請負者は外国労働者がベトナムに到着する以前に、労働許可書の申請手続きを遂行しなければなりません。
- ▶ 給与取得の個人及び自営業の個人の課税所得が5百万ドン以上の場合、第1レベルの課税所得に対する個人所得税が免税されません。
- ▶ 労働年齢以上の労働者が3ヶ月以上の期限のある労働契約、或いは無期限労働契約に基づき就労をする場合、各強制保険料を納付する対象に属します。

個人所得税

契約補償金は個人所得税が免税

2011年09月09日に、税務総局によって発行されたOL3244/TCT-TNCNは「個人が不動産事業者と資本拠出契約を締結し、プロジェクト主が契約を実施せず、拠出した金額及び拠出した金額の比率による補償金が支払われた場合、当該補償金は個人所得税が免税される」と規定しました。

ベトナム国内で就労する外国人の管理強化

労働傷病兵社会福祉省より2011年9月11日付けOL3178/LDTBXH-VLが発行され、省レベルの人民委員会の委員長にベトナム国内で就労する外国人の雇用、管理を指導し、強化することを指示しました。

本OLは労働管理機関に提出される入札段階から外国労働者使用計画作成及び外国労働者の使用状況報告の作成に対する外国請負者とベトナム相手の義務を強調しました。

同時にDecree 46に基づき、外国請負者は外国労働者がベトナムに到着する以前に労働許可書の申請手続きを遂行しなければなりません。

省レベル公安機関は労働許可書が無い、或いは無効になった労働許可書を有する外国労働者にビザを発行してはならず、当該外国人を強制的に出国させます。

上記の下に、外国労働者の使用に関する問題点が発生しないように、我々は外国請負者及びベトナム側パートナーはDecree 46及び本OLの規定を遵守することを勧めます。

個人の課税所得が5百万ドン以上の場合、第1レベルの課税所得に対する個人所得税の免税はされない

2011年10月12日に税務総局よりOL3637/TCT-TNCNを発行され、給与取得のある個人及び自営業の個人の課税所得が5百万ドン以上の場合、第1レベルの課税所得に対する個人所得税の免税はされないと確認しました。

労働年齢以上の労働者の社会保険、健康保険及び失業保険の徴収

2011年9月27日に、労働傷病兵社会福祉省より労働年齢以上の労働者の社会保険、健康保険及び失業保険の徴収に関するOL3232/LDTBXH-BHXHが発行されました。

OL3232により、労働法は最低年齢の規定のみで、最大年齢の規定が無く、60歳以上の男性労働者及び55歳以上の女性労働者は、3ヶ月以上の期限のある労働契約、或いは無期限労働約

に基づいて就労をする場合、各強制保険料を納付する対象に属することになります。

年金を受けるために、労働者は以下の2つの条件を満たさなければなりません。

- (i) 保険参加期間の合計が20年以上；及び
- (ii) 女性は55歳以上で、男性は60歳以上

従って、これは保険参加期間の合計が20年以下の個人に対し、不足期間に対し任意での保険料を納付することなく、上記の2つ条件を満たすまで継続して就労する良い機会であると考えられます。

関税及び登記手数料

概要

- ▶ 還付される輸入税を再計算するために、事業者は国内消費用製品と輸出品生産に使用された1種類の原材料・資材の輸入税の分割りをしなければなりません。
- ▶ 事業者が加工向け輸入商品を破棄する時、通関手続きを十分に遂行しない場合、輸入税が免税されません。
- ▶ 2011年10月20日より、商品・役務及び土地所有権の価格を外貨で提示する規則違反行為には500百万ドンまでの罰金が適用されます。

輸出品生産向け輸入原材料に対する輸入税

税関総局より 2011 年 9 月 26 日に OL4686/TCHQ-TXNK が発行され、事業者は 1 種類の原材料・資材を輸入し、数種類の製品を生産、或いは 1 種類の製品のみを輸出する場合に関する納税義務が明確化されました。還付される輸入税を再計算するために、事業者は国内消費用の製品生産に使用した原材料・資材の輸入税と輸出品生産に使用した原材料・資材の輸入税を分割りをする責任を負います。

固定資産形成用輸入品の再輸出に対する税金

2011 年 9 月 28 日付け OL 4716/TCHQ-GSHQ により免税対象に属する固定資産形成用輸入品が再輸出の形で使用目的の変更或いは使用目的の変更が許可される（権限機関から使用目的変更許可を受けなければならない場合）場合、税金の申告納付の必要がありません。

通関手続きのコンプライアンス違反には輸入免税の取り消し

税関総局の 2011 年 9 月 28 日付け OL4814/TCHQ-GSHQ により、税務省のガイダンスに基づいて通関手続きを遂行せずに、加工向け輸入商品を破棄した事業者への、当該商品の輸入税免税が取り消しとなります。

商品・役務の価格を外貨で提示する、規則違反行為に対する罰金額の増加

政府の 2011 年 10 月 20 日付け Decree 95/2011/ND-CP により、規則に基づかないで商品・役務及び土地所有権の価格を外貨或いは金で提示する行為は 300 百万ドンから 500 百万ドンまでの罰金とされます。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000182

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。